## 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構公告

**独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員の任命**

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和８年４月21日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

理事長　青木　健至

高橋　祐一

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事に任命する（以上　令和８年４月１日）